

回 覧

令和3年12月23日

各自治会長様

小清水町長 久保弘志

令和4年度償却資産申告書の提出について

日頃より、町行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は地方税法に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告することとなっておりますので、申告漏れがありませんよう、貴自治会内に周知願います。

記

1. 提出期日 令和4年1月31日(月)
2. 提出先 小清水町役場 町民生活課税務係
3. 償却資産 ○営業、営農に使用している機械器具や備品、建物以外の構築物等
○耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の減価償却資産
〔青色申告の場合は少額償却資産や一括償却資産を除く、税務会計上減価償却資産として計上した資産等。〕
4. その他 ○新たに償却資産を取得した場合、若しくは以前から所有していた償却資産で申告漏れがある場合は、必ず申告してください。
○令和3年度に申告書を提出されている方については、申告書を送付しておりますが、お手元に届かない場合はお申し出ください。
○ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。
5. 問い合わせ 小清水町役場 町民生活課税務係
電話：0152-62-4479 (係直通)